

大口町告示第87号

大口町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年10月1日

大口町長 鈴木雅博

大口町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱の一部
を改正する要綱

大口町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱（平成23年大口町告示第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、過去に高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことのある者は助成対象者から除く。

第2条第1項第2号中「60歳」を「66歳」に改め、同条第2項第1号中「被保護世帯に属する者」を「被保護者」に改め、同項第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「支援給付世帯に属する者」を「支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者」に改める。

第3条を削る。

第4条を第3条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

第11条中「第4条」を「第3条」とし、同条を第10条とする。

第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

様式第1中「第5条関係」を「第4条関係」に、「第5条の」を「第4条の」に、

<input type="checkbox"/> 75歳以上の方 <input type="checkbox"/> 60～74歳で障がい有する方	を	<input type="checkbox"/> 75歳以上の方 <input type="checkbox"/> 66～74歳で障がい有する方	に改
<input type="checkbox"/> 75歳以上の方 <input type="checkbox"/> 60～74歳で障がい有する方		<input type="checkbox"/> 75歳以上の方 <input type="checkbox"/> 66～74歳で障がい有する方	

める。

様式第2中「第6条」を「第5条」に改める。

様式第3中「第10条」を「第9条」に改める。

様式第4中「第11条」を「第10条」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大口町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱第2条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成27年3月31日までの間は、平成26年3月31日において100歳以上の者及び同年4月1日から平成27年3月31日までの間に75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者並びに平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間は、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者は助成対象者としな